

8. 水道水質管理について

(1) 水質検査の信頼性確保

ア. 水質検査の委託に関する取組について

水道事業者等は、水道法第 20 条に基づき、水質検査が義務づけられており、原則として自らが必要な検査施設を設けることとされているが、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）に委託して検査を行うことが認められている。平成 23 年 12 月末において登録水質検査機関は、218 社となり、また、水道事業者等が水質検査を登録水質検査機関に委託する機会は年々増加している。

一方、一部の登録水質検査機関において水質検査の不正行為が発覚するとともに、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）において、行き過ぎた検査料金の価格競争が指摘されるなど、水質検査の信頼性への懸念が生じた。

このため、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置し、平成 22 年 5 月から開催して、6 回にわたる審議とパブリックコメントを経て、水道事業者等が登録水質検査機関に水質検査を委託する際に水質検査の信頼性を確保するための方策が検討され、平成 22 年 11 月に検討会報告書がとりまとめられた。同報告書では、水道事業者等及び登録水質検査機関の水質検査状況並びに国の登録水質検査機関への指導及び監督状況に関する現状と課題について整理したうえで、水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢や水道事業者等、登録水質検査機関及び国が実施すべき具体的な取組がまとめられた。

平成 22 年 12 月 21 日に開催した厚生科学審議会生活環境水道部会で検討会報告書を受けた今後の具体的な取組（資料 8－1）の実施について了承を頂いたことから、

- ①水道事業者等が登録水質検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、
- ②登録水質検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、
- ③検査機関の登録審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等

の水道法施行規則の一部改正を平成 23 年 10 月 3 日に公布、あわせて施行通知を発出した。平成 24 年 4 月 1 日の施行に備え、水質検査の受委託や水質検査計画の策定に際し、水道事業者のご指導をお願いする。

また、水道事業体への技術的な支援策として、日本水道協会に依頼して、水質検査を検査機関に委託する際の入札条件例、特記仕様書例及び登録水質検査機関の精度管理や検査内容のチェックリスト並びに水質検査の実施に必要な費用を積算するための標準歩掛り等の検討を進めたところであり、主要な成果については、日本水道協会のウェブサイトで公開されているので適宜活用願いたい。

イ. 水質検査法の見直しについて

水質基準項目の検査方法については、水質検査の技術向上と自主性を重視して、遵守すべき最低限の要素（装置、試験操作、試料や試薬の種類及び量等）を記述することを念頭に、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平

成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下「検査方法告示」という。)」において規定されている。

検査方法告示については、水質検査技術の革新等に柔軟に対応できるようにするため、厚生労働省水道課に水道水質検査法検討会を設置し、公募に基づく検査機関等からの提案等も踏まえ新たな検査方法を検討してきており、新たな検査方法の追加及び既存の検査方法の改正を行うこととした。

また、水質検査の信頼性確保に関する取組の一環として、水道水質検査法検討会において検査方法の明確化に係る検討を行い、1) 水質試験開始までの時間の明確化、2) 空試験の実施、3) 検量線の点数の明確化、4) 連続試験の際における適切な標準試料の差し込み分析等検査機関が遵守すべき基礎的な作業内容について検査方法告示の見直しを行うこととした。(資料 8-2)

これらの内容に係る検査方法告示の改正を本年 2 月 28 日に行い、平成 24 年 4 月 1 日に施行する予定であるため、登録水質検査機関に水質検査を委託している水道事業者等は、委託先検査機関の標準作業書等が改正後の検査方法告示に示す検査方法であることを確認するとともに、水質検査を自ら実施または受託する水道事業者等におかれても告示改正に伴う必要な体制整備をお願いします。

さらに、平成 15 年 4 月 28 日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」を受け、水質検査技術の革新等に柔軟に対応できるようにするため、公定検査法と同等以上と認められる検査方法については公定検査法と認める柔軟なシステムを採用しており、これまで、平成 19 年 3 月(第 1 期)及び平成 22 年 3 月(第 2 期)に水道水質検査法の提案募集を行い、提案検査法については順次検査方法告示に反映しているところである。今般、第 3 期として、平成 24 年 3 月中旬から 2 ヶ月間、水質基準項目・水質管理目標設定項目の検査法、残留塩素の検査方法等についての提案募集を実施することを予定しており、確実性、有効性及び妥当性が確認された検査方法等を保有する水道事業者等におかれては、積極的な提案をお願いします。

ウ. 外部精度管理調査の見直しについて

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成 12 年度から、登録水質検査機関、国認可水道事業者、地方公共団体の機関を対象に統一試料を用いた外部精度管理調査を実施しており、調査結果に基づき登録水質検査機関の階層化評価及び公表を行ってきた。

今般、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」報告書を踏まえ、平成 22 年度の外部精度管理調査から、統一試料の検査結果だけでなく、検査結果を踏まえた是正措置の確実な実施に焦点を当て、是正措置が不十分な登録水質検査機関が明確になるように階層化評価を見直したところである。

(参考) 厚生労働省が行う外部精度管理調査における実地調査及び階層化評価

1) 実地調査

統一試料調査において、以下のいずれかの条件を満たす登録水質検査機関に対して実地調査を行う。

- ・ Grubbs 検定で棄却された項目を有する機関
- ・ Grubbs 検定の対象外とされた項目を有する機関

2) 階層化評価

統一試料調査及び実地調査の評価を踏まえ、「適正」、「要検証」の2段階評価を行う。

適 正：Grubbs検定で棄却された項目を有しない機関。また、棄却された項目を有する場合等であっても、是正処置等水質検査の信頼性を確保するための適切な取組が、実地調査により確認された機関。

要検証：Grubbs検定で棄却された項目を有する等し、かつ、是正処置等水質検査の信頼性を確保するための適切な取組が、実地調査により確認されなかった機関及びGrubbs検定の対象外とされた項目を有する機関であって、検討会で実地調査を行う必要がないとする事項に該当する機関。

また、平成 23 年度の外部精度管理調査から、統一試料作成費用の実費負担（有機、無機共の購入で3万円、どちらかのみ購入は2万円（共に郵送代込））を導入しつつ、自己検査を行う水道事業者の水質検査の精度管理の取組を一層促進するため、これまでは調査の対象外であった、一部の項目のみを自己検査する水道事業体や都道府県認可水道事業体も調査に参加できるよう見直したところであり、平成 24 年度の外部精度管理調査（ヒ素及びトリクロロエチレンを予定）についても積極的な参加をお願いします。

エ. 業務管理要領の策定及び日常業務確認調査の実施について

登録水質検査機関の指導・監督については、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する統一試料を用いた外部精度管理によって問題が発覚した検査機関に対する助言、指導を行っているところである。

これらの指導等に加えて、登録水質検査機関における水質検査の更なる信頼性を確保すべく、登録水質検査機関における日常の水質検査業務管理において遵守すべき要領を平成24年度に策定する予定である。

また、今般の水道法施行規則の一部改正により、日常業務確認調査の規定が新たに整備されたが、厚生労働省が実施する日常業務確認調査の実施内容等については、業務管理要領の策定にあわせて書類確認や現地調査等の方法に関する要領を策定する予定である。

登録水質検査機関に水質検査を委託している水道事業者等は、業務管理要領及び日常業務確認調査実施要領を活用し、委託先である登録水質検査機関が実施する水質検査の状況確認をお願いします。

(2) 水質基準制度の円滑な施行

ア. 検出状況の把握

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく省令により、項目とその基準値が

定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省水道課に、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき協力をお願いする。

イ．水質基準等の見直し状況

最近の水質基準等の見直し状況としては、平成24年3月の厚生科学審議会生活環境水道部会における審議において、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、農薬類の目標値を見直すこととされ、平成24年度にパブリックコメントの募集を行い、平成25年4月1日から施行する予定である。また、淡水中における検出状況を踏まえ、アニリン（評価値0.02mg/L以下）、キノリン（評価値0.0001mg/L以下）、1,2,3-トリクロロベンゼン（評価値0.02mg/L以下）及びニトリロ三酢酸（評価値0.2mg/L以下）を新たに要検討項目に追加し、存在状況調査等について知見の集積を図ることとしたので、留意願いたい（資料8－3）。

ウ．農薬類の分類見直し及び妥当性評価ガイドラインの作成

農薬類は、測定方法の有無及び検出状況の観点から、第1候補群から第3候補群の3群に分けられており、このうち、第1候補群の農薬102物質を浄水で検出される可能性の高い農薬として、「対象農薬リスト」に掲載しているが、平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、これらの候補群については定期的に見直しを行うこととされている。

農薬類の分類見直しについては、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会において検討を行っている。平成24年3月の厚生科学審議会生活環境水道部会の審議により、今後は検査方法の有無にかかわらず、水道原水から検出される可能性の大きさから、水質基準農薬類、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5分類に再分類することとされた。また、検査方法については妥当性評価ガイドラインを作成し、同ガイドラインに基づいて行うこととされたところである。

妥当性評価ガイドラインは平成24年夏の作成を予定しており、農薬類の分類は平成25年4月から見直す予定であるので、今後の動向に留意願いたい。

（３） 統合的アプローチによる水道水質の向上

ア．水安全計画の策定の検討

水道ビジョンにおいては、安心・快適な給水の確保に向け、「統合的アプローチによる水道水質の向上」がアクションプログラムとして掲げられ、その実現のための具

体的な方策の一つとして、WHO（世界保健機関）が飲料水水質ガイドラインにおいて提唱する水安全計画を策定することにより、原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底することが示されている。

厚生労働省では、水安全計画に基づく水質管理手法の国内での導入に資するため、「水安全計画策定ガイドライン」をとりまとめ、平成20年5月に水道事業者等に通知したところであり、平成23年頃までを目途に、水道システムに関する危害評価の実施と計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底を行うことを求めたところである。この取組状況等を把握するため、厚生労働省では平成22年度に水安全計画の策定・実施状況等に関する調査を実施した。その結果、水安全計画の策定状況については、「未策定」が最も多く86%であった。「策定済み」及び「一部策定済み」を合わせても、わずか45事業（3%）であり、「策定中」は160事業（11%）であった。事業規模が大きいほど未策定の割合は少なくなる傾向が認められ、未策定の主な理由としては、人員や予算の不足の他、策定手順の理解不足等を挙げる水道事業者等が多かった。

この他、「浄水システムが単純だから不要と考えていた」とする回答もあったが、水安全計画の策定については、全量受水の水道事業者も含め、浄水方法や水源種別にかかわらず、全ての水道事業体が対象であることに留意願いたい。

また、水安全計画の策定が進まない要因として、水安全計画策定ガイドラインどおりの計画を策定しようとして作業が進まないことが伺われたが、水安全計画の趣旨・目的に合致すれば、水安全計画策定ガイドラインの手順や様式にとらわれる必要はないこと、水安全計画はPDCAサイクルの上に成り立つものであり、改善すべき点は順次改善を図れば良いため、まずは実際に運用することを目指すことが重要である。

社団法人日本水道協会において、水安全計画策定ガイドラインに基づき、中小規模の水道事業体においても比較的容易に計画を策定できるよう、水安全計画の作成を支援する「水安全計画作成支援ツール」をとりまとめており、厚生労働省のホームページにおいても掲載しているため、未策定の水道事業者等においては、当該ツールの活用により水安全計画の策定に向けて検討を進められたい。

（水安全計画についてウェブサイト；

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/07.html>）

イ．飲料水健康危機管理について

最近においても、水源の水質汚染が原因となり給水停止に至る水質事故が発生していることから（資料８－４）、水道水質の異常時における迅速かつ的確な対応のため、緊急時連絡体制の整備、水質異常時の対応指針の策定等について万全を期していただきたい。

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成9年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成14年6月）を策定して対応しており、都道府県等におかれても、健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に図られるよう特段の配慮をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成21年9月1日に施行されたことに伴い、水道水の供給

に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられた。当該通知は厚生労働省において行うので、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成21年9月30日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いします。

飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の連絡方法もかねてから周知しているところであるが、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が0.1 mg/L未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応につきご配慮いただきたい。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例である。また、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されているが、これらの多くは、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、平成22年7月23日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきよう、管下の水道事業者に対する指導をお願いします。

平成23年4月1日に改正水質汚濁防止法が施行され、水質汚染事故時の措置が強化されたところである。水道水質基準、水質管理目標設定項目等から58物質が指定物質に指定され、これまで水質汚濁防止法の有害物質及び油に限られていた事故時の措置が指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（指定施設）にまで拡大されている。水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いします。農薬類については、平成14年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いします。

ウ．耐塩素性病原生物対策の推進

①原水の指標菌検査の実施

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成19年3月に「水道施設の技術的基準を定める省令」を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定め、水道事業者等においてはこれらに基づき対策を進めていただいている。

平成9年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例もある。

「水道施設の技術的基準を定める省令」において、「原水に耐塩素性病原生物が

混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合していない可能性を否定できない。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、水質検査計画策定の際に、当該における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準じて当該計画に位置づけることとしているところである。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、また、汚染のおそれのある場合には、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきよう、管下の水道事業者に対する指導をお願いする。

平成23年3月末現在、水道事業者等において、原水のリスクレベルの判断が行われていない施設数は3,284施設あった（資料8－5）。そのうち指標菌の検査が未実施（いずれか一つの指標菌しか検査をせず、当該検査結果が未検出の場合も含む）である施設数は2,450施設あった。平成19年度末時点で7,848施設あったリスクレベル未判断施設の数は、毎年着実に減少している。

前述のとおり、原水の指標菌検査は、浄水施設の「水道施設の技術的基準を定める省令」との適合性を確認するために、実質的に検査の実施が義務づけられていることから、まだ指標菌の検査を実施していない水道事業者等は、検査機関への委託を活用するなどして指標菌の検査をお願いする。また、指標菌が検出されているにもかかわらずリスクレベルの判断を行っていない施設数は、地表水を水源とする施設が88施設、地表水以外を水源とする施設は35施設存在しており、これらの施設については、それぞれ対策指針に基づくレベル4、レベル3の施設に該当するのは言うまでもないので、これらのレベルに応じた対策を進める必要がある。

②対策指針に基づく施設整備等の推進

平成23年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関して、レベル4の施設数は平成23年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関して、レベル4の施設数3,895施設、レベル3の施設数2,946施設のうち、対策施設を検討中の施設はレベル4で約19%（751施設）、レベル3で約60%（1760施設）であった。昨年度（レベル4は948施設、レベル3は1,849施設）と比べて、検討中の施設は減少し、その分対策済み施設が増加している（資料8－5）。

対策指針に基づき、レベル4の施設においては、必要なろ過設備導入の対策を早急に進める必要があり、またレベル3の施設においては、対策指針に基づくろ過設備又は紫外線処理設備導入の対策を進めるとともに、具体的な施設導入予定が未だ

ない水道事業者等にあつては、導入計画の検討を早急に進める必要がある。

平成8年以降は、貯水槽水道以外が原因のクリプトスポリジウム等による感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、凝集処理に問題が生じた際、浄水から検出された事例もあることから、ろ過水の濁度管理等の徹底について引き続き配慮をお願いする。

なお、「水道施設の技術的基準を定める省令」では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件として、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられていること」とされている。当該要件を満足すれば、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されることはないことに留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要（浄水方法の変更に該当）であり、事業変更認可にあたっては、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

③検査方法の留意事項

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」（平成19年3月30日付け健水発0330006号）に示される嫌気性芽胞菌の検査方法のうち、他の方法より検査が容易であること等の理由から水道事業体及び検査機関の多くが採用しているハンドフォード改良寒天培地法に関し、平成23年3月31日に新たな培地が使用できるよう検査方法通知の見直しを行ったため、指標菌検査の実施の際に活用願いたい。

厚生労働科学研究（「飲料水の水質リスク管理に関する統合的研究」（松井班）において、クリプトスポリジウム等の遺伝子検出法等の実用化に向けた研究成果が示されたことを受けて、平成24年3月2日にクリプトスポリジウム等の新たな検出等の方法として遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法を採用し、検査方法通知を改定したところであるので、これらの検査方法も活用し、クリプトスポリジウム等の検査を行われたい。

なお、クリプトスポリジウム等の検査については、検査結果の正確を期するため、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について（平成19年3月30日健水発第0330007号）」に基づくクロスチェックの実施に遺漏なきよう、管下の水道事業者に対する指導をお願いする。

エ. 水道原水の水質目標の検討

厚生労働省においては、平成21年度より、全国の水道事業者における原水水質に由来する水質管理上の課題とその対応状況を調査し、代表的な浄水処理形態ごとに望ましい水道原水の水質目標の設定に向けた検討を行っている。平成23年度においては、とりわけ全有機炭素（TOC）及びアンモニア態窒素について、代表的な水域及び浄水処理方法毎に望ましい水道原水の水質目標を検討するとともに、低水位時や高濁度時

等水道原水の状態による目標達成状況の評価方法の検討を行っているところである。

(4) 水質管理の充実・強化

ア. 専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成23年8月30日付け健発0830第10号厚生労働省健康局長通知）により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行について通知したところであるが、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が移譲される場合にあっては、新たに事務を移譲される市において施行日（平成25年4月1日）までに万全の事務執行体制が整備されるよう、都道府県と市において相互に十分調整するとともに、都道府県においては、事務の移譲に当たり、移譲先の市と情報を共有し連携を図るとともに、移譲後、体制の整備や取組が不十分な市に対し取組の実施を促す等配慮願いたい。

イ. 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事等は設置者に対し必要な措置を指示することができるとされている。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県等の条例・要綱に基づき指導いただいているところである。

厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について（平成22年3月25日健水発0325第5号）」を発出し、都道府県等衛生行政担当部局に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や簡易専用水道登録水質検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。

調査によると、都道府県等衛生行政担当部局が把握している簡易専用水道の検査受検率は80%であり、最新の施設所在地を把握している都道府県等や、代行報告を活用している都道府県等においては、受検率が高い傾向が見られた。一方、一部の保健所設置市や特別区の衛生行政担当部局においては簡易専用水道の受検情報自体を把握していないことも判明した。貯水槽水道への指導が不十分なことによって飲用水の衛生確保に支障をきたすことが懸念されるため、都道府県等衛生行政担当部局においては、水道事業者や簡易専用水道登録水質検査機関と連携しつつ、未受検貯水槽水道に対する指導等を徹底するようお願いする。

（資料8－6）。

なお、平成18年3月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、貯水槽の管理指導にあたって参考とされたい。

（貯水槽水道に関する管理運営マニュアル

ウ. 専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、平成20年においては、食品製造工場の設置する専用水道から水質基準項目であるシアン化物イオン及び塩化シアン並びに塩素酸が基準を超過して検出されたにもかかわらず、直ちに適切な措置が講じられず、相当程度の期間にわたり当該水道が飲用及び食品加工用に使用され続ける事案が発生した。また、平成21年には、集合住宅へ給水する専用水道において、浄水設備の不具合が生じ、マンガン及び色度が基準を超過する事案が発生した。当該事案は、設備の適切なメンテナンス等が行われていなかったことが直接の原因であるが、さらに、施設の設置当初と比較して、居住者が大きく増加したため、専用水道に該当する施設となっていたものの、水道技術管理者の確保を含めた管理体制の確立がされておらず、このことも一因と考えられる。専用水道設置者において水道法に基づく定期及び臨時の水質検査が確実に実施され、また、水質異常時に直ちに原因究明を行って所要の対策が講じられるよう指導の強化に努めていただきたい（資料8－6）。また、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合があることを当該施設設置者に周知されたい。

さらに、平成23年1月、トリクロロエチレンについて水質基準値を0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更し、平成23年4月1日から施行したことを踏まえ、改正省令の施行後に、トリクロロエチレンに係る新基準値を超過する専用水道の存在が判明した場合には、当該専用水道の設置者に対して、曝気設備の設置等による水中のトリクロロエチレン濃度の低減の実施又は市町村等が運営する水道に接続するよう指導するとともに、これらの対策が講じられるまでの間は、煮沸した後に飲用その他の経口で摂取する用途に使用するよう指導することや入浴時の換気を行うこと等の注意事項を専用水道の利用者に周知するよう指導をお願いする。

また、水道統計（平成20年度）により、専用水道が水質検査を委託する検査機関を調査したところ、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関以外の検査機関に委託している専用水道が少なくとも154施設存在することが判明した。水道法第20条第3項は専用水道の設置者に準用されているため、専用水道についても、水質検査は地方公共団体の機関又は登録水質検査機関に委託するよう指導をお願いする。

エ. 飲用井戸の衛生確保のための対策の推進

水道ビジョンにおいては、貯水槽水道や飲用井戸等を含む小規模施設の管理を徹底することが課題とされ、「水質管理率100%プログラム」としてこれらの小規模施設の管理の充実を図ることがアクションプログラムとして掲げられている。近年、水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、これら施設において水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている（資料8－6）。

飲用井戸における水質検査の受検率は低い、水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成18年には、井戸水に起因して乳児ボツリヌス症を発症しており、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県におかれても、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることにつき、引き続き特段の配慮をお願いする。特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等も併せて実施し、また、汚染井戸の設置者に対し水道への加入等の措置を指導するよう留意願いたい。

なお、専用水道及び簡易専用水道に係る事務がすべての市に移譲されることを踏まえると、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべての市が実施することが適切であるため、局長通知により、「飲用井戸等衛生対策要領」の改正を行ったところであり、都道府県においては、事務の移譲に当たり、移譲先の市と情報を共有し連携を図るとともに、移譲後、体制の整備や取組が不十分な市に対し取組の実施を促す等配慮願いたい。

また平成23年1月に、トリクロロエチレンについて水質基準値を0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更する省令が公布され、平成23年4月1日から施行されたことを踏まえ、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）により通知された飲用井戸等衛生対策要領に基づき、改正省令の新基準値を超過する飲用井戸の存在が判明した場合は、飲用井戸の設置者に対して、曝気設備の設置等による水中のトリクロロエチレン濃度の低減の実施又は市町村等が運営する水道に接続するよう指導するとともに、これらの対策が講じられるまでの間は、煮沸した後に飲用その他の経口で摂取する用途に使用するよう指導することや入浴時の換気を行うこと等の注意事項を飲用井戸の利用者に周知するよう指導をお願いする。